

第4回長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金 申請要領

1 趣旨

本事業では、エネルギー等物価高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図り、安定した経営環境の持続を促進するため、第4回長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）その他の法令等の定めによるほか、第4回長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金実施要綱及びこの要領の定めるところによります。

2 補助対象者

以下の全ての項目に該当する特別高圧受電事業者等のうち、別表1に掲げる業種を営む者。ただし、商業施設に入居する事業者等については、商業施設を管理し特別高圧電力の受電を契約している者とする。

県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること

宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと

法人税法（昭和40年法律第34号）別表一に規定する公共法人でないこと

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと

法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること

「パートナーシップ構築宣言（下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準における宣言）」を宣言していること

別表1 対象業種（第2条関係）

大分類	対象業種	中小企業基本法上の類型
D	建設業	製造業その他
E	製造業	製造業その他
G	情報通信業のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	サービス業
G	情報通信業のうち 上記以外	製造業その他

I	卸売業、小売業のうち 中分類 5 0 (各種商品卸売業) 中分類 5 1 (繊維・衣服等卸売業) 中分類 5 2 (飲食料品卸売業) 中分類 5 3 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類 5 4 (機械器具卸売業) 中分類 5 5 (その他の卸売業)	卸売業
I	卸売業、小売業のうち 中分類 5 6 (各種商品小売業) 中分類 5 7 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 5 8 (飲食料品小売業) 中分類 5 9 (機械器具小売業) 中分類 6 0 (その他の小売業) 中分類 6 1 (無店舗小売業)	小売業
J	金融業、保険業	製造業その他
K	不動産業、物品賃貸業のうち 小分類 6 9 3 (駐車場業) 中分類 7 0 (物品賃貸業)	サービス業
K	不動産業、物品賃貸業のうち 上記以外	製造業その他
L	学術研究、専門・技術サービス業	サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業のうち 中分類 7 6 (飲食店) 中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)	小売業
M	宿泊業、飲食サービス業のうち 中分類 7 5 (宿泊業)	サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業 小分類 7 9 1 (旅行業) 除く	サービス業
R	サービス業 (他に分類されないもの)	サービス業

業種分類等は、日本標準産業分類 (令和 5 年 7 月改定) (令和 6 年 4 月 1 日施行) による。

日本標準産業分類 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000890407.pdf)

3 補助対象経費及び補助額等

補助対象	<p>令和7年7月から9月までの特別高圧電力使用量を対象とする。</p> <p>ただし、国、県、市町が実施する物価高騰分への支援補助と併用して本交付を受けることはできないものとし、算定時の特別高圧電力使用量に公共施設分や住宅分を含むことはできないものとする。また、消費税相当額は補助対象外となります。</p>																
補助金額	<p>【算定方法】</p> <p>令和7年7月から9月の電力使用量に補助単価を乗じて得た額と、予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、電力使用量に補助単価を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>【補助単価及び補助上限額】</p> <table border="1" data-bbox="352 882 1385 1128"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> <th>補助単価</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>令和7年7月、9月</td> <td>1.0円/kwh</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>令和7年8月</td> <td>1.2円/kwh</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業等</td> <td>令和7年7月、9月</td> <td>0.5円/kwh</td> <td rowspan="2">通算で1,000万円</td> </tr> <tr> <td>令和7年8月</td> <td>0.6円/kwh</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間	補助単価	補助上限額	中小企業	令和7年7月、9月	1.0円/kwh	-	令和7年8月	1.2円/kwh	大企業等	令和7年7月、9月	0.5円/kwh	通算で1,000万円	令和7年8月	0.6円/kwh
区分	期間	補助単価	補助上限額														
中小企業	令和7年7月、9月	1.0円/kwh	-														
	令和7年8月	1.2円/kwh															
大企業等	令和7年7月、9月	0.5円/kwh	通算で1,000万円														
	令和7年8月	0.6円/kwh															

今回より、中小企業と大企業等で補助単価が異なります。それに伴い、各種様式が変更となっておりますので、必ず新しい様式をご利用の上、申請ください。

中小企業と大企業等の区別は、「中小企業、大企業等とは」(P4)及び別表1(P1)をご参照ください。

「中小企業、大企業等とは」

○中小企業とは

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に定めるもの（これと同規模の法人を含む）及び
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するものを指します。

(1) - 1 中小企業基本法第2条第1項に定めるもの

中小企業基本法上の の類型	中小企業 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

業種ごとに定める資本金の額及び従業員数の双方が、上記基準を超えている場合、大企業となります。

(1) - 2 ただし、次のいずれかに該当するものは、中小企業とみなしません。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの

- ア 事業協同組合
- イ 事業協同小組合
- ウ 信用協同組合
- エ 協同組合連合会
- オ 企業組合
- カ 協業組合
- キ 商工組合
- ク 商工組合連合会

○大企業等とは

- ・ (1) - 1 に該当しないもの
- ・ (1) - 2 に該当するもの
- ・ (2) に該当しないものを指します。

4 交付申請書の受付期間

令和7年10月8日(水)～11月12日(水)必着

特段の理由により、申請受付期間に間に合わない場合は事前にご相談ください。

5 申請方法

(1) 募集要項、申請書の入手

下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/tokubetsukouatu4/>



第4回 長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費 検索 🔍

(2) 申請書の送付先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業政策課 特別高圧電力高騰対策支援 受付係 宛

申請書の追跡ができるよう簡易書留又はレターパックで送付ください。
(封筒又はレターパックの表面には、差出人の住所・氏名を必ず記入してください。)
郵便料金は申請者の負担となります。

(3) 提出書類

補助金交付申請書(様式第1号)

申請チェックリスト

所要額計算書(様式2号)及び別紙(様式任意、別紙例示あり)

別紙により、所要額を見込んだ手法をお示しください。(商業施設の場合は、入居者への配分計画についても記載ください。)

特別高圧の使用電力量実績値が分かる書類(電力会社からの請求書等) の証拠書類
誓約書(様式第3号)

特別高圧電力を受電していることを確認できる書類(電力(受電)契約書等)

県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し(令和7年7月1日以降に発行したもの)

法人税(個人事業主の場合は所得税)消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書の写し(個人:納税証明書「その3の2」、法人:納税証明書「その3の3」)
(令和7年7月1日以降に発行したもの)

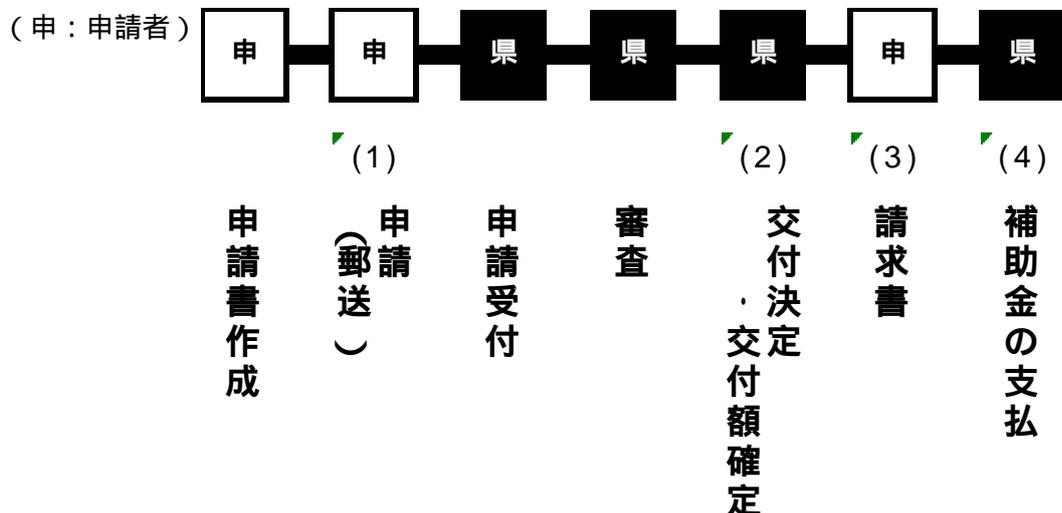
直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書など事業実績等が分かる書類

交付申請者が法人の場合は、直近の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し、交付申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、住民票等)

パートナーシップ構築宣言の写し

以上のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

6 補助事業（申請・支給）の流れ



<p>(1) 申請</p> <p>「申請チェックリスト」に、「補助金交付申請書（様式第1号）」 「所要額計算書（様式第2号）および別紙、「誓約書（様式第3号）」など、必要書類を添付して提出</p> <p>➤ 簡易書留又はレターパックで送付ください。</p>	申請者	R7.11.12（水）までに提出
<p>(2) 交付決定・交付額確定</p> <p>「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第4号）」の送付</p> <p>➤ 書類に不備がないか、申請者は対象事業者の要件を満たしているか等を審査します。</p> <p>➤ 審査により内容が適当と認められた場合、「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第4号）」を送付いたします。不交付の場合は、不交付決定通知書（様式第5号）を送付いたします。</p>	県	R7.12月予定
<p>(3) 請求書</p> <p>「請求書（様式第6号）」の提出</p> <p>➤ 「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第4号）」を受理後に提出してください。</p>	申請者	速やかに提出
<p>(4) 補助金の支払</p> <p>「補助金交付申請書（様式第1号）」に記載の口座に、県が確定した交付額を振り込みます。</p>	県	(3)の受理後、1～2ヵ月程度

手続きにおいては、それぞれ以下の点をご確認ください。

(1) 申請

5の(3)で示す提出書類を以下の要領で作成ください。

補助金交付申請書(様式第1号) 黄色の欄をご入力ください。

➤(申請者)欄は、以下を記入してください。

- ・法人の場合：法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)記載の住所
- ・個人事業主の場合：住民票記載の住所(店舗等の住所ではありませんのでご注意ください。)

➤交付申請金額は、所要額計算書(様式第2号)で計算した金額(千円未満切り捨て・大企業等は上限1千万円)となります。

➤2.申請者情報における「主たる業種」は、別表1を参照の上、該当する業種の「中小企業基本法上の類型」をお選びください。(複数の業種を営む申請者は、主となる業種からお選びください。)

➤中小企業、大企業等を区別するため、「資本金」、「常時使用する従業員数」を記載ください。

➤常時使用する従業員数については中小企業庁ホームページをご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q3

➤振込先は、通帳の見開きページに印字されているフリガナを転記ください。(通帳のおもて面の企業名等と、通帳の見開きページ内に印字されている口座名義等が異なる場合がございます。必ず通帳の見開きページに印字されているフリガナをそのままご記入ください。)

➤申請者と振込先が異なる場合、受領委任状が必要となります。提出が必要な場合は、様式例をお渡ししますのでお問い合わせください。

(例：申請者 ○○会社 本社取締役、振込先 ○○会社 工場 等)

➤審査において確認事項が生じた場合は、担当者欄に記載の電話番号、メールアドレス宛に問い合わせいたします。

➤「交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第4号)」は、補助金交付申請書(様式第1号)でお申し出の住所へ送付いたします。

➤「発行責任者及び担当者」欄は、以下のとおり記入してください。

- ・発行責任者：代表取締役、支店長、営業所長等の、社内において権限の委任を受けた
役職者

- ・発行担当者：本契約に関する事務を担当する者

(いずれも氏名(例：○長崎 太郎 (氏のみ記載不可))と電話番号を記載ください。)

- ・「発行責任者及び担当者」の記載により、本申請書は押印を省略いただくことが可能です。

申請チェックリスト

➤申請者の列の に必ずチェックを行い、書類の提出漏れがないようにしてください。

所要額計算書（様式第2号） **黄色の欄をご入力ください。**

- 所要額計算書（様式第2号）にて交付申請額を算出してください。
- 所要額計算書（様式第2号）別紙により、所要額を見込んだ手法をお示しください。
- 商業施設などにおいて、対象外の施設を含む場合は、別紙により、対象・対象外の内訳等を記載いただくとともに、入居者が利用した特別高圧電力使用量や負担した金額に基づき、配分方法や配分予定額をご記載ください。
- 別紙は任意様式にて提出可能です。

特別高圧の使用電力量実績値が分かる書類（電力会社からの請求書等）

- 所要額計算書（様式第2号）の証拠書類としてご提出ください。
- 特別高圧電力を受電していることを確認できる書類（電力（受電）契約書等）に記載のお客様番号等が確認できる請求書等をご提出ください。
- 証拠書類を縮小印刷してご提出される場合、文字の大きさ等へご配慮願います。審査に差し支える場合は、再提出をお願いすることがございます。

誓約書（様式第3号）

- 誓約内容をよく読み、誓約の場合は にチェックを入れてください。
- 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）の申請者をご記入ください。
- 「発行責任者及び担当者」欄は、以下のとおり記入してください。
 - ・発行責任者：代表取締役、支店長、営業所長等の、社内において権限の委任を受けた役職者
 - ・発行担当者：本契約に関する事務を担当する者（いずれも氏名（例：○長崎 太郎（氏のみ記載不可））と電話番号を記載ください。）

特別高圧電力を受電していることを確認できる書類（電力（受電）契約書等）

- 補助対象期間における特別高圧電力の受電が確認できる書類をご提出ください。

県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し

- 納税証明書（未納がない証明）は、各振興局税務部（税務課）で交付しています。
- 令和7年7月1日以降に発行された証明書が必要です。
（長崎県税務課ホームページ）

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/zeikin/nouzeishoumei/>

法人税（個人事業主の場合は所得税）消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書の写し（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その3の3」）

- 令和7年7月1日以降に発行された証明書が必要です。
（国税庁）<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書など事業実績等が分かる書類

- 貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合は、直近の確定申告書第一表の写しの提出が必要です。

交付申請者が法人の場合は、直近の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、交付申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、住民票等）

➢ 住所や代表者氏名が変更となった場合は、必ず最新の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しをご提出ください。

パートナーシップ構築宣言の写し

➢ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/>)

をご覧ください。

➢ 宣言書をポータルサイト上でアップロードし、その写しを申請書類に添付してください。（本社が実施することにより、申請事業所・施設も包含する場合は、本社の宣言書の写しを提出してください。）

(2) 交付決定・交付額確定

審査により内容が適当と認められた場合、「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第4号）」を送付いたします。不交付の場合は、「不交付決定通知書（様式第5号）」を送付いたします。

通知書は、補助金交付申請書（様式第1号）でご指定の住所へお送りいたします。

(3) 請求書

「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第4号）」を受理後、速やかに提出ください。

(4) 補助金の支払

請求書を受理後、補助金交付申請書（様式第1号）に記載の振込先に、1～2カ月以内に支払います。

7 その他

補助金交付の目的にしたがって、誠実に補助事業を行ってください。

同一法人・同一個人事業主が複数の交付申請を行うことはできません。

事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これが納期日までに返金されなかった場合は、補助金の返金に加え、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）をお支払いいただきます。

本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

翌年度以降も、必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保管してください。

8 お問い合わせ先

特別高圧電力高騰対策支援 受付係（長崎県産業政策課）

TEL 095(895)2614

FAX 095(895)2579

（受付時間：9：00～17：00（平日のみ））